

令和6年第4回港区議会定例会 提出予定案件

港 区

令和6年第4回港区議会定例会提出予定案件一覧

区長報告7件

| | | |
|----------|---|---|
| 区長報告第12号 | 専決処分について（港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築工事請負契約の変更） | 1 |
| 区長報告第13号 | 専決処分について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更） | 2 |
| 区長報告第14号 | 専決処分について（（仮称）南青山二丁目公共施設新築工事請負契約の変更） | 3 |
| 区長報告第15号 | 専決処分について（将監橋塗替塗装工事請負契約の変更） | 4 |
| 区長報告第16号 | 専決処分について（霞橋塗替塗装工事請負契約の変更） | 5 |
| 区長報告第17号 | 専決処分について（損害賠償額の決定） | 6 |
| 区長報告第18号 | 専決処分について（損害賠償額の決定） | 7 |

議案18件

| | | |
|---------|--|----|
| 議案第 84号 | 港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 議案第 85号 | 港区まちづくり条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 議案第 86号 | 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 議案第 87号 | 港区住宅駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 議案第 88号 | 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 12 |
| 議案第 89号 | 港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例 | 13 |
| 議案第 90号 | 令和6年度港区一般会計補正予算（第5号） | 14 |
| 議案第 91号 | 令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号） | 14 |
| 議案第 92号 | 工事請負契約の承認について（港区立特別養護老人ホーム白金の森等機械設備改修工事） | 15 |
| 議案第 93号 | 工事請負契約の変更について（港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築に伴う電気設備工事） | 16 |
| 議案第 94号 | 工事請負契約の変更について（港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築に伴う機械設備工事） | 17 |
| 議案第 95号 | 工事請負契約の変更について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築に伴う電気設備工事） | 17 |
| 議案第 96号 | 工事請負契約の変更について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築に伴う機械設備工事） | 18 |
| 議案第 97号 | 物品の購入について（パーソナルコンピューター） | 19 |

| | | |
|---------|--|----|
| 議案第 98号 | 訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| 議案第 99号 | 指定管理者の指定について（港区立元麻布保育園）・・・・・・・・ | 21 |
| 議案第100号 | 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同 設置に関する規約の変更に係る協議について・・・・・・・・ | 22 |
| 議案第101号 | 特別区道路線の認定について（海岸一丁目）・・・・・・・・ | 23 |

(参考)

| | | |
|----------|-----|--|
| 区長報告 7件 | | |
| 専決 処分 | 7件 | 内訳 工事請負契約の変更 5件 損害賠償額の決定 2件 |
| 議案 18件 | | |
| 条例 | 6件 | 内訳 一部改正 6件 |
| 予算 | 2件 | 内訳 令和6年度補正予算 2件 |
| その他 | 10件 | 内訳 工事請負契約の承認 1件 工事請負契約の変更 4件 物品の購入 1件 訴えの提起 1件 指定管理者の指定 1件 措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更協議 1件 特別区道路線の認定 1件 |

令和6年第4回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第12号～第15号

【総務部契約管財課】

インフレスライド条項を適用した契約変更について

これらの案件は、工事請負契約書約款のインフレスライド条項を適用した契約変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【インフレスライドについて】

インフレスライドとは、契約締結時の労務単価及び資材価格で積算した契約金額をインフレーション又はデフレーションを反映した契約金額に変更することをいいます。

区長報告第12号

専決処分について（港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築工事請負契約の変更）

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年10月21日

【変更内容】

○契約金額 54億8,953万3,170円
→ 57億672万4,650円
(2億1,719万1,480円増額します。)

【契約の相手方】

港区芝浦二丁目15番6号オアーゼ芝浦MJビル
浅沼・ノバック・松鶴建設共同企業体
(代表者) 株式会社浅沼組東京本店
(構成員) 株式会社ノバック東京本店
(構成員) 松鶴建設株式会社港支店

○当初契約を議決した議会

令和2年第2回定例会

○契約変更を議決又は報告をした議会

令和4年第2回定例会

令和4年第4回定例会

令和5年第4回定例会

※電気設備工事の契約変更は、議案第93号

機械設備工事の契約変更は、議案第94号

区長報告第13号

専決処分について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更）

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年10月23日

【変更内容】

○契約金額 39億122万9,090円
→ 40億6,110万3,750円
(1億5,987万4,660円増額します。)

【契約の相手方】

港区虎ノ門四丁目3番13号

日本国土・徳倉・谷沢建設共同企業体
(代表者) 日本国土開発株式会社東京支店
(構成員) 徳倉建設株式会社東京支店
(構成員) 谷沢建設株式会社

○当初契約を議決した議会

令和4年第4回定例会

○契約変更を報告した議会

令和6年第1回定例会

令和6年第3回定例会

※電気設備工事の契約変更は、議案第95号
機械設備工事の契約変更は、議案第96号

区長報告第14号

専決処分について（（仮称）南青山二丁目公共施設新築工事請負契約の変更）

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年10月21日

【変更内容】

○契約金額 15億5万9,000円
→ 15億6,171万7,300円
(6,165万8,300円増額します。)

【契約の相手方】

港区浜松町二丁目6番5号

合田・三和・セコムエンジ・相和技研異業種建設共同企業体

（代表者）株式会社合田工務店東京本店

（構成員）三和電気土木工事株式会社東京本店

（構成員）セコムエンジニアリング株式会社東京本店

（構成員）株式会社相和技術研究所

○当初契約を議決した議会

令和5年第2回定例会

○契約変更を報告した議会

令和6年第1回定例会

区長報告第15号

専決処分について（しょうげんはし将監橋塗替塗装工事請負契約の変更）

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年10月21日

【変更内容】

- 契約金額 2億5,080万円
→ 2億5,276万4,820円
(196万4,820円増額します。)

【契約の相手方】

世田谷区代田一丁目1番16号
大同塗装工業株式会社

- 当初契約を議決した議会
令和5年第3回定例会

専決処分について（霞橋塗替塗装工事請負契約の変更）

本件は、^{かすみはし}霞橋塗替塗装工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年10月22日

【変更内容】

- 契約金額 1億7,259万7,040円
→ 1億8,121万700円
(861万3,660円増額します。)
- 工期 契約締結の日の翌日から令和6年12月16日まで
→ 契約締結の日の翌日から令和7年3月21日まで

【変更理由】

運河を利用する船舶の安全な航行を確保することから、橋の中央部分の塗替塗装工事において、橋りょう点検車を用いた施工方法に変更したため

【契約の相手方】

大田区池上五丁目5番9号
東海塗装株式会社

- 当初契約を議決した議会
令和5年第3回定例会

【工事場所】



専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、土木作業車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和6年10月31日

【概要】

令和6年6月18日、港区新橋四丁目5番の特別区道第1,013号線道路上において、区の土木作業車が交差点付近に停車していたところ、特別区道第1,005号線から特別区道第1,013号線方面に右折してきた相手方の普通乗用自動車と土木作業車とが衝突し、相手方自動車の前部左側のバンパー等が損傷した交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の前部左バンパー等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：1,075,660円

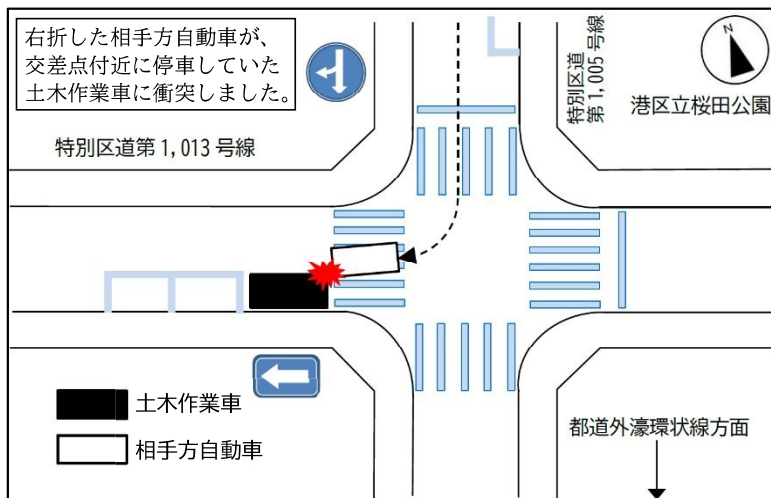
【責任の割合】

区：10% 相手方：90%

【損害賠償額】

107,566円

【事故状況図】



専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、記載を誤った住民票の写し等を交付したことによる損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和6年11月8日

【概要】

令和6年4月24日、芝浦港南地区総合支所において、職員が相手方（合同会社）の代表社員である個人の転入手続を行った際に、住所の記載を誤って住民登録を行い、誤った住所が記載された住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付しました。これにより、相手方が行った商業登記が誤った住所による商業登記となり、その更正手続に要した費用に相当する額の損害賠償です。

【損害額】

損害額（更正手続に要した費用）は、次のとおりです。

相手方：33,400円

【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

33,400円

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「建築基準法」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により計画通知が急増した場合に、建築主事が円滑に審査、検査等を行うことが困難となることが想定されるため、平時から国、都道府県又は建築主事を置く区市町村（以下「国等」といいます。）の建築物に係る計画通知を指定確認検査機関が受けて、審査、検査等を行うことができる建築基準法の改正が行われました。

※法改正前においては、国等の建築物の建築主は、建築主事に対してのみ計画通知を行うことができ、建築主事はその通知を受けた建築計画に対する建築基準関係規定の適合について審査、検査等を行っていました。

【条例改正の内容】

条例で引用している建築基準法の条項番号を変更します。

【施行期日】

公布の日

港区まちづくり条例の一部を改正する条例

本案は、「都市計画法」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

都市の緑地の充実度が低く、減少傾向にあることなどを踏まえ、地方公共団体や民間事業者による緑地確保の取組等を支援し、良好な都市環境を実現するために都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、これにより都市計画法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している都市計画法の条項番号を変更します。

【施行期日】

公布の日

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画決定された環状第四号線沿道高輪地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

【環状第四号線沿道高輪地区の街づくりの概要】

本地区は、都市計画道路である環状第4号線（高輪区間）の沿道北側に位置し、JR品川駅も近く、交通利便性の高い地区です。地域住民の利便性及び安全性を確保するための生活道路ネットワークの形成や防災性の向上を図り、環状第4号線の沿道の複合市街地と住宅地が調和したまちづくりを目指しています。

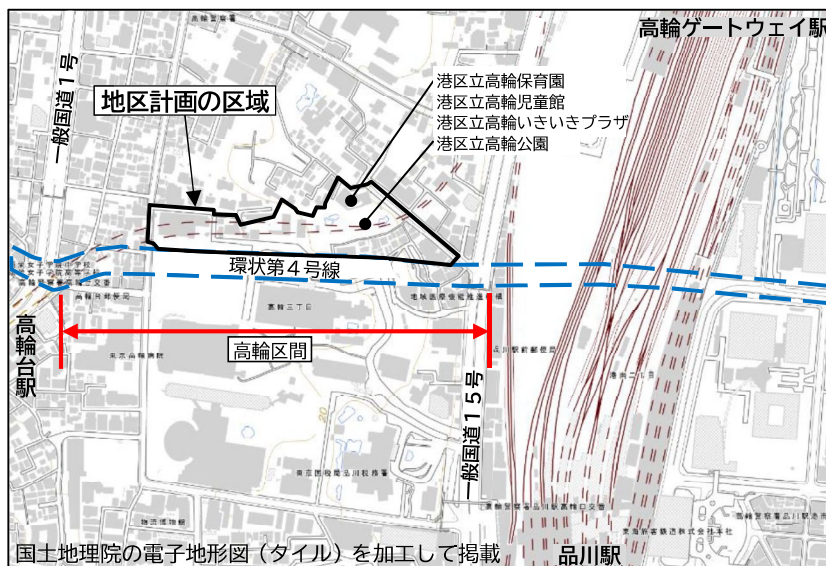
【条例改正の内容】

- ・ 条例の適用区域に環状第四号線沿道高輪地区地区整備計画を加えます。
- ・ 計画地区の区域に建築してはならない建築物、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の壁面の位置の制限を定めます。

【施行期日】

公布の日

【位置図】



港区住宅駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例

本案は、シティハイツ桂坂駐車場の駐車区画数を変更するものです。

【条例改正の背景】

シティハイツ桂坂に整備した住宅駐車場は、使用されていない駐車区画が多く、使用率の低い状況が続いていることから、使用されていない一部の駐車区画について、入居者の利便性向上や地域貢献の観点から活用を図るため、カーシェアリングを導入します。カーシェアリングの導入に当たって、必要な駐車区画を住宅駐車場から除くため、条例を改正します。

【条例の内容】

シティハイツ桂坂駐車場の駐車区画数を変更します。

47区画 → 39区画

【施行期日】

公布の日

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、入所児童に係る児童手当等の給付金を管理する施設に母子生活支援施設を追加するものです。

【省令改正の背景】

児童手当法が改正され、施設入所等児童の定義に母子生活支援施設に入所している児童（児童のみで構成される世帯に属する者に限ります。）が追加されました。これを踏まえ、給付金※として支払を受けた金銭の管理を義務付ける施設に、母子生活支援施設を追加する省令改正が行われました。

※施設入所等児童に係る児童手当等の給付金は、児童が入所している施設の設置者等に支給されます。

【条例の内容】

- ①省令改正を踏まえ、入所中の児童に係る給付金として支払を受けた金銭の管理をしなければならない施設に母子生活支援施設を追加します。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

本案は、多子世帯に対する給付型奨学金の給付対象及び給付額を拡大するとともに、貸付型奨学金の返還免除の要件を改めるものです。

【条例改正の背景】

扶養する子どもが2人以上の世帯（以下「多子世帯」といいます。）においては、子育てや教育に掛かる費用の負担が大きいことなどを踏まえ、経済状況にかかわらず子どもが大学等に進学することができるよう、多子世帯を対象に給付型奨学金制度による支援を拡充します。また、貸付型奨学金をより利用しやすい制度とするよう返還免除の要件を見直すため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①多子世帯に対する給付型奨学金の給付対象及び給付額を以下のとおり拡充します。
 - ・奨学金の給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。
 - ・世帯年収約480万円から約750万円までの奨学生に対して、国が行う非課税世帯の学生への授業料等減免及び給付型奨学金を合わせた全額支援と同額の給付となるよう給付額を拡大します。
 - ・私立大学等の理工農系の学部若しくは学科に在学し、又は入学する奨学生に対する給付額の上乗せについて、給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。
 - ・入学に際して必要とする資金について、世帯年収約480万円から約750万円までの奨学生に対する給付額を拡大するとともに、給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。
- ②貸付型奨学金の返還免除の要件を以下のとおり見直します。
 - ・国家資格を取得し、その資格を要する業務に従事する場合について、従事年数の要件を通算5年以上から通算4年以上に、従事場所の範囲を区内から都内に変更します。
 - ・区内の中小企業者で勤務する場合について、勤務年数の要件を通算5年以上から通算4年以上に変更します。
 - ・免除を受けられる対象者に、都内の学校（幼稚園を含みます。）又は幼保連携型認定こども園で教育職員として従事した期間が通算して4年以上ある者を追加します。

【施行期日】

令和7年4月1日

**議案第90号・第91号
令和6年度補正予算**

【企画経営部財政課】

議案第90号

令和6年度港区一般会計補正予算（第5号）

議案第91号

令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

【内容】

上記2案の概要は、別表のとおりです。

工事請負契約の承認について（港区立特別養護老人ホーム白金の森等機械設備改修工事）

本案は、港区立特別養護老人ホーム白金の森等機械設備改修工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 空気調和設備改修工事
給排水衛生設備改修工事
- 工事場所 港区白金台五丁目20番5号
- 概要 「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、機械設備改修工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 2億4,365万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和8年3月17日まで
- 契約の相手方 港区西新橋三丁目6番5号
富士設備工業株式会社

【現況写真】



インフレスライド条項を適用する契約変更について

これらの案は、工事請負契約書約款のインフレスライド条項を適用し、契約変更をするものです。

議案第93号

工事請負契約の変更について（港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築に伴う電気設備工事）

【変更内容】

- 契約金額 7億1,866万3,165円
→ 8億855万7,865円
(8,989万4,700円増額します。)

【契約の相手方】

港区芝公園二丁目9番5号
向陽電気工業株式会社

- 当初契約を議決した議会
令和2年第2回定例会
- 契約変更の議決又は報告をした議会
令和4年第3回定例会
令和4年第4回定例会
令和5年第4回定例会

議案第94号

工事請負契約の変更について（港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築に伴う機械設備工事）

【変更内容】

- 契約金額 7億5,070万8,640円
→ 7億9,005万5,420円
(3,934万6,780円増額します。)

【契約の相手方】

港区三田三丁目2番6号
エルゴテック株式会社東京本店

- 当初契約を議決した議会
令和2年第2回定例会
- 契約変更を議決又は報告をした議会
令和4年第3回定例会
令和4年第4回定例会
令和5年第4回定例会

※新築工事の契約変更は、区長報告第12号

議案第95号

工事請負契約の変更について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築に伴う電気設備工事）

【変更内容】

- 契約金額 2億9,071万9,000円
→ 3億2,371万1,630円
(3,299万2,630円増額します。)

【契約の相手方】

港区新橋六丁目7番2号
株式会社八洲電業社東京支社

- 当初契約を議決した議会
令和4年第4回定例会

議案第96号

工事請負契約の変更について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築に伴う機械設備工事）

【変更内容】

- 契約金額 4億3,243万2,000円
→ 4億8,060万2,540円
(4,817万540円増額します。)

【契約の相手方】

港区浜松町一丁目25番7号
株式会社朝日工業社本店

- 当初契約を議決した議会
令和4年第4回定例会

※新築工事の契約変更は、区長報告第13号

物品の購入について（パーソナルコンピューター）

本案は、パーソナルコンピューターを購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 本庁舎等における情報システム端末機器の更新
- 購入品目 パーソナルコンピューター 3,700台
- 及び数量
- 概要 本庁舎等で使用する文書作成用のパーソナルコンピューターについて、令和7年度に保守期限を迎えることから、端末機器を更新します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 5億6,328万8,000円
- 購入の相手方 港区芝浦一丁目2番3号
シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション
担当

【購入予定物品の仕様】

購入予定のパーソナルコンピューターの主な仕様は、以下のとおりです。

Lenovo ThinkPad X13 2-in-1 Gen5

| | |
|--------|---------------------|
| 形態 | 2in1型（コンバーチブル※） |
| OS | Windows11 Pro 64ビット |
| プロセッサ | Intel Core Ultra5以上 |
| メモリ | 16GB以上 |
| SSD | 256GB以上 |
| 画面サイズ | 13.3型 |
| ディスプレイ | タッチ対応 |
| 解像度 | 1920×1080ドット |
| 生体認証 | あり |
| カメラ | あり |
| 重量 | 1.2kg |

※コンバーチブル：液晶画面とキーボードが360度回転すること。

本案は、建物収去土地明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

【事件の概要】

○当事者

原告：港区

被告：個人（建物現所有者）

個人（建物占有者）2名

個人（相続人）2名

○概要

建物の前所有者である個人（以下「建物前所有者」といいます。）は、港区海岸三丁目地区にある建物（以下「本件建物」といいます。）を買い受け、本件建物が特別区道上にあるにもかかわらず、その土地（以下「本件土地」といいます。）を区の許可を受けずに、不法に占有していました。

その後、建物前所有者が死亡し、建物現所有者及び2名の相続人が建物前所有者の遺産を相続し、本件建物については建物現所有者が単独所有していますが、現在も不法占有が続いています。また、建物現所有者及び相続人とは別の2名の建物占有者が本件建物を占有することにより、本件土地を不法に占有しています。

建物前所有者が本件建物を所有してから現在に至るまで、本件建物については道路占用料相当額が支払われていないことから、建物現所有者及び相続人は支払を免れている道路占用料相当額と同額の利得を不当に得ていたこととなります。

よって、区は、建物現所有者、建物占有者及び相続人を被告として、本件建物の収去等による本件土地の明渡し、不当利得の支払等を求める訴えを提起します。

指定管理者の指定について（港区立元麻布保育園）

本案は、元麻布保育園の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

| 名 称 | 位 置 |
|-----------|----------------|
| 港区立元麻布保育園 | 港区元麻布二丁目14番12号 |

- 指定管理者 東京都町田市真光寺三丁目1番地6 社会福祉法人芳美会内
芳美会・おれんじハウス保育園共同事業体
(代表団体) 社会福祉法人芳美会
(構成団体) 特定非営利活動法人おれんじハウス

- 指定の期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

【現在の指定管理者】

社会福祉法人春和会

【現況写真】



児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に係る協議について

本案は、文京区が児童相談所を設置することを踏まえ、規約の一部を変更するものです。

【背景】

児童相談所を設置する特別区は、児童養護施設等^{※1}の事務負担を軽減するため、令和6年4月1日に措置費^{※2}の支払事務等を一元化して処理する措置費共同経理課を共同設置しました。

規約において、措置費共同経理課を共同設置する特別区を定めていることから、その特別区の数に増減がある場合は、規約の変更をする必要があります。

令和7年4月1日に文京区が児童相談所を設置するため、規約を変更します。

※1 児童養護施設等とは、児童養護施設、乳児院及び自立援助ホームをいいます。

※2 措置費とは、児童養護施設等を運営していくために必要な職員の人件費や児童に係る生活費や教育費など、児童の養育に必要な経費をいいます。

【内容】

措置費共同経理課を共同設置する特別区に「文京区」を加えます。

【施行期日】

令和7年4月1日

特別区道路線の認定について（海岸一丁目）

本案は、芝浦一丁目地区の開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

【芝浦一丁目地区の開発事業の概要】

芝浦一丁目地区は、古川と芝浦運河、鉄道線路等に面した区域であり、JR浜松町駅や日の出ふ頭にもアクセス性が高く、交通利便性に優れています。一方、浜松町駅周辺から計画地への歩行者基盤の不足やバリアフリーネットワークの未整備、区立公園の点在化、芝浦運河沿い歩行者空間の分断等の課題があります。

そのため、歩行者ネットワークの強化や、緑とにぎわい空間の形成、水辺の観光拠点の創出を目指すとともに、災害時支援機能の強化等、多様な都市機能の集積した魅力ある複合市街地を形成するまちづくりが進められています。

【内容】

特別区道第1，203号線を認定します。

起 点 港区海岸一丁目54番

終 点 港区海岸一丁目14番85

長 さ 約213m

【案内図】

